

「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)のポイント抜粋

1. 具体的な施策 (2) 物流の効率化

● 物流GX・DX・標準化等により、新技術も活用しつつハード・ソフト両面で物流を効率化する。

- ① 即効性のある**設備投資**の促進
(バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等)
- ② 「**物流GX**」の推進
(鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等)
- ③ 「**物流DX**」の推進
(自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等)
- ④ 「**物流標準化**」の推進 (パレットやコンテナの規格統一化等)
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック**速度規制 (80km/h)** の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

【該当部分抜粋】

⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
特殊車両通行制度に関して、ドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、通行時間帯条件の緩和等を行うとともに、手続期間の短縮を図るため、道路情報の電子化の推進等による利便性向上を図る。

夜間通行条件の緩和方針と期待される効果について

- ドライバー不足の解消や働き方改革の実現のため、道路の構造の保全及び交通の安全の確保を前提に、通行時間帯条件の緩和等を検討。
- 令和5年度における机上検討及び実地検証の結果を踏まえ、令和6年4月より一定の条件下で緩和試行開始。
 ※ 重量D条件については、試行内容検証のため、①特車登録センターに登録済みの車両または②申請時に車両番号を提出・通行記録を保存する車両を対象

<p>夜間通行条件が付される場合</p>	<p>重量D条件</p> <p>重量D条件</p> <p>誘導車</p> <p>特殊車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徐行 ・許可車両の後方に誘導車配置 ・赤色内の他車を排除(他車併進不可) 	<p>寸法C条件かつ幅3m超</p> <p>寸法C条件(交差点) ※幅3m超の車両の場合</p> <p>特殊車両</p> <p>誘導車</p> <p>対向車線へのはみ出し</p>		
<p>条件緩和の影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他車併進不可等による渋滞悪化 ⇒交通量が夜間と同等以下の箇所で緩和を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・対向車、歩行者、自転車等との接触リスク増加 ⇒接触リスクを同程度以下とする施策を検討 		
<p>緩和方針</p>	<p>取組</p> <p>当該箇所の交通量が夜間と同等以下で、かつ周辺交通への影響が小さい箇所で、20時台・6時台を通行可能</p> <table border="1" data-bbox="362 1165 1249 1388"> <tr> <td>条件①: 橋長200m以下 ※待機時間が90秒(赤信号の信号現示)以下</td> <td>条件②: 当該箇所の交通量が100台/時間・車線以下 ※地方部の道路の設計日交通量4,000台より試算</td> </tr> </table> <p>効果</p> <p>重量D条件が付された橋梁の約4割が緩和(R3d実績で、1.7万橋梁/4.3万橋梁)</p>	条件①: 橋長200m以下 ※待機時間が90秒(赤信号の信号現示)以下	条件②: 当該箇所の交通量が100台/時間・車線以下 ※地方部の道路の設計日交通量4,000台より試算	<ul style="list-style-type: none"> ・車両旋回性能の向上を通行条件判定に反映する。(寸法C条件が付される車両が減少) <p>重量物運搬用セミトレーラ(重セミ)^{※1}のうち、標準軌跡図0型で寸法C条件が付された交差点の約2割^{※2}が緩和</p> <p>※1 寸法C条件かつ幅3m超の車両の約7割を占める</p> <p>※2 R1d実績で、0.6万交差点/3.7万交差点</p>
条件①: 橋長200m以下 ※待機時間が90秒(赤信号の信号現示)以下	条件②: 当該箇所の交通量が100台/時間・車線以下 ※地方部の道路の設計日交通量4,000台より試算			